

夫婦別姓

—若者は果たして夫婦別姓を求めているのだろうか—

32 期

越智 彩葉

土井 大宙

中町 碧

堀江 裕貴

渡邊 裕賀

序章

現在日本では、1947 年に改正された現行民法に基づき、結婚した夫婦が同じ姓を名乗ることを義務付ける夫婦同姓制度が採用されている。しかし世界の国の中で現在「夫婦同姓」を義務付けている国は日本だけである。(中井, 2021, p.63)

佐藤 (2016) によると、2015 年 12 月に行われた夫婦別姓を認めず夫婦同姓を定めた民法 750 条が憲法違反かどうか争われた訴訟では、同条の「夫婦は婚姻の際に夫または妻の氏を称する」という規定については、夫婦がどちらの姓を称するかは夫婦の協議に委ねられているため「男女間の形式的不平等は存在しない」(佐藤,2016,p.99)とし、最高裁の判決では夫婦同姓は合憲とされた。

しかし私たちは、実際には国民の中に「夫婦別姓」を求める意見は多く存在しているのではないかと考えた。よって本研究では、社会的に大きな問題となっている夫婦同姓制度の歴史や現状について詳述し、アンケート結果から考察を行い、合理的な解決法を探っていく。

第 1 章 夫婦別姓の歴史と現状

夫婦別姓の歴史を見ると、本来日本に夫婦の姓に関する取り決めはなかったことが分かる。「1898 年明治 31 年民法(旧法)成立して夫婦同氏が制定された。これ以前、には、日本の庶民には姓は名乗れず、その意味では公式には、同姓も別姓もありえなかった。姓を名乗ることを許されていたのは士分以上の者のみで、その婚姻に際しては、夫婦別姓制度である。」(佐藤 2016)

この議論は身分の差が著しい時代に庶民は姓を名乗る必要がなく、日本における夫婦の姓は一部の特権階級層の問題であったことを示している。また、その特権階級層においても婚姻の際は夫婦別姓であり、夫婦の間の姓に関する制度は存在していない。一般的な解釈では、儒教の影響から、婚姻した女性であっても、その「家」の中には表記しない風習があったとも言われている。しかし、明治時代になり民法(旧法)が成立するとともに、夫婦は共に夫側の姓を用いることが明言化された。

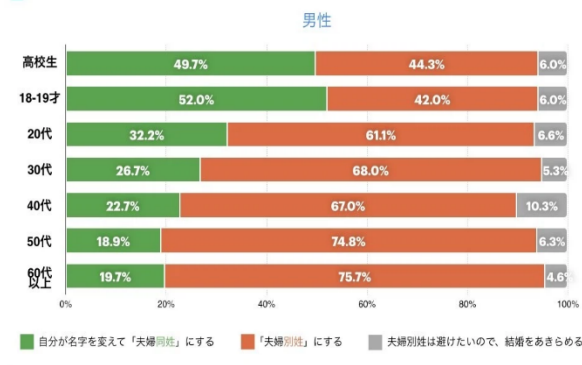
第二次世界大戦後の改正民法においても夫婦同姓制は維持されたまま、当事者の合意のみで夫の姓か妻の姓かを選べるようになった。つまり夫婦の姓の歴史は、別姓もしくはその概念がないという状態から、明治時代に入り旧民法によって、夫婦同姓が強制されたということが言える。その意味では、この慣習は 100 年以上経過した現在でも残り続けていることになる。これに対して、現在「選択的夫婦別氏制度」の導入が望まれている。夫婦同姓のデメリットとして、婚姻時の手続きが面倒であることや結婚や離婚に関するプライベートな部分が他者に露呈することなどが挙げられ、このようなデメリットを受け入れられない人々にとって「選択的夫婦別氏制度」は大きなメリットとなる。また趙丹寧, 山本陽一 (2022) によると、婚姻の際に約 96%の夫婦は妻側が改姓しているとされ、現状夫婦同姓について

は妻及び女性側における大きな問題だと考えられる。

第2章 仮説

上で述べたように、夫婦同姓の社会の中では女性が改姓時の負担が大きいことがわかる。しかし、男性と比較して、女性の方が改姓をしてでも夫婦同姓を望んでいるという事実が多数結果として現れている。2020年に学校総選挙プロジェクトが実施したアンケートによると、「夫婦同姓か夫婦別姓を選択できるようになったとき、相手がこれまでの苗字でいることを望んだらあなたはどのようなしますか。」という質問に対して、男性は年代を問わず半数以上が「夫婦別姓にする」と回答している一方で、女性はすべての年代において「自分が苗字を変えて夫婦同姓にする」と半数以上が回答しており、さらに、10代・20代の若い世代では夫婦同姓を望んでいる割合が約60%~70%と多数を占めている。

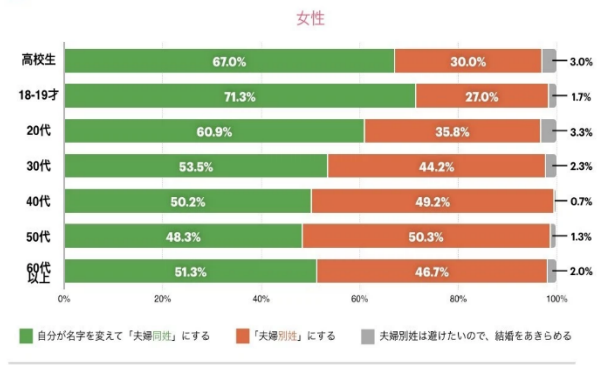
「夫婦同姓」か「夫婦別姓」を選択できるようになった時、
相手がこれまでの名字でいることを望んだら、あなたはどのようなしますか。



【調査概要】
調査期間：2020/10/8～10/13 調査対象：全国の高校生～60才以上の男女：4210名 調査方法：インターネット調査（Tアンケート）
■高校生_600名/18-19才_600名/20代_603名/30代_601名/40代_601名/50代_601名/60代以上_604名

©CCC Marketing co., Ltd.

「夫婦同姓」か「夫婦別姓」を選択できるようになった時、
相手がこれまでの名字でいることを望んだら、あなたはどのようなしますか。



【調査概要】
調査期間：2020/10/8～10/13 調査対象：全国の高校生～60才以上の男女：4210名 調査方法：インターネット調査（Tアンケート）
■高校生_600名/18-19才_600名/20代_603名/30代_601名/40代_601名/50代_601名/60代以上_604名

©CCC Marketing co., Ltd.

（「みんなはどう思ってる？選択的夫婦別姓制度のアンケート結果を公開します！」『学校総選挙プロジェクト【公式】2020年 https://note.com/t_gakkou/n/n59e891eeb90e）

この結果から、実際には、改姓時の負担が大きいものにも関わらず多くの女性（特に若い世代）が夫婦同姓を望んでいることはきわめて理解が難しい。ただ、その理由の一つには、「好きな人と同じ苗字・姓にしたいから」といった女性特有の結婚に対する心理的な理想、結婚観があるためではないか、と私たちは考えた。

夫婦別姓に反対している若い女性の意見に関する同様の内容は、他にも多くの人が報告している。2024年9月の『ちょっと気になる調査局』に記載された「夫婦別姓はなぜ実現しない？その理由と今後の展望」では、「家族の一体感が損なわれる」「子供の姓をどちらにするかが問題になる」「伝統的な価値観に基づく家族制度が崩れる」などの意見が紹介されており、著者はこれに対して、家族の一体感を重視する意見が強く、夫婦同姓がこれを支えていると考えている人も少なくないと述べている。

(「【考察】夫婦別姓はなぜ実現しない？その理由と今後の展望」『ちょっと気になる調査局』2024 <https://hayushi.com/fufubessei-nazejitsugenshinai/#:~:text=%E5%A4%AB%E5%A9%A6%E5%88%A5%E5%A7%93%E3%81%AB%E5%AF%BE>)

また、2021 年の『Media Sunshine』に記載された「【なぜ？】選択的夫婦別姓の反対理由とは？意見や反対派の理由まとめ」の記事でも、上記と同様の意見である「家族制度の破壊になる」「子供の性が合わなくなる」といった家族に関する理由による反対意見が挙げられているほか、明治時代以降に確立された約 150 年の歴史がある制度を変えることは容易ではないという「戸籍・法律の問題」も夫婦別姓を反対する理由として記載されている。例えば、遺産相続や配偶者控除、主に母子家庭で使用される児童扶養手当や障害児童のための特別児童扶養手当の手続きなどに関する制度の見直しも必要不可欠となるため、著者はこれに対して、制度を変更することは簡単ではないのだらうと述べている。

(「【なぜ？】選択的夫婦別姓の反対理由とは？意見や反対派の議員まとめ」『Media Sunshine』2021 年 [【なぜ？】夫婦別姓の反対理由とは？意見や反対派の議員まとめ | Media Sunshine \(mizharu.com\)](#))

第 3 章 検証

仮説を受けて、私たちは、結婚後の姓に関する男女の意識調査を行った。調査方法として、2024 年 8 月 7 日～10 日にかけて、Instagram 等 SMS で Google フォームを用いた以下のアンケートの協力を呼び掛けた。

1. 対象者；10 代～20 代の女性 68 名(うち既婚女性は 2 人)

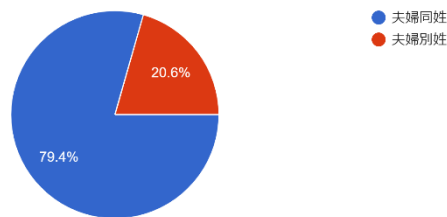
「将来結婚する際(既婚女性は再度姓の選択ができるとしたら)、あなたは夫婦同姓か夫婦別姓どちらを選択しますか。」

2. 対象者；10 代～30 代の未婚男性 50 名

「将来結婚する際、夫婦別姓の制度が整えられているとした場合、あなたは夫婦別姓を望みますか。」

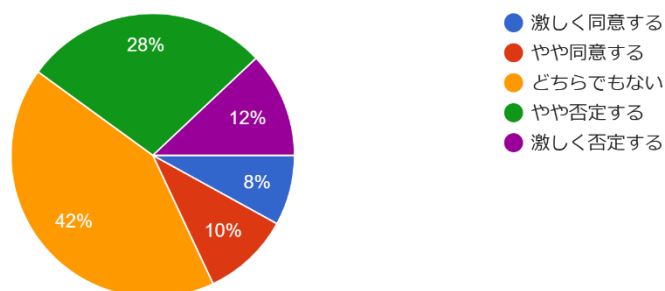
(「激しく同意する」「やや同意する」「どちらでもない」「やや否定する」「激しく否定する」の 5 段階で回答を募集。)

(3) 将来結婚する際(既婚女性は再度姓の選択が...または夫婦同姓か夫婦別姓、どちらを選択しますか。
68 件の回答



まず①のアンケートの調査結果である。上記の円グラフの通り、「夫婦同姓を選択する」が「夫婦別姓を選択する」をはるかに上回り、約 80 パーセントを占めることが分かった。「夫婦同姓を選択する」を選んだ人の理由として、「好きな人と苗字をお揃いにしたいから。」「結婚したという実感が湧くと思うから。」「将来子供ができた際、苗字を統一していたほうが子どものアイデンティティの形成には良いと思うから。」等、パートナーへの愛情や、将来の子供への配慮を感じ取れるようなものが殆どであった。しかしそれに加えて、「夫婦別姓が未だに世間一般では無いから。」等、現在の一般的な慣習であるため、夫婦同姓を選択したという意見もあった。

3. 将来結婚する際(既婚男性は再度姓の選択がで...とした場合、あなたは夫婦別姓を望みますか。
50 件の回答



次に、②のアンケートの調査結果である。上記の円グラフの通り、「どちらでもない」が 42%という最も多くの票を集めた。次に「やや否定する」が 28%、「激しく否定する」が

12%、「やや同意する」が10%と続き、最後に「激しく同意する」が8%と最も低い値となった。よって、「どちらでもない」という意見を除き、夫婦別姓を支持する意見の割合と比較すると、夫婦同姓を支持する意見の割合の方が約2倍を占めていることが見受けられる。まず、「どちらでもない」を選択した人は、「互いの意見を尊重したい。」等、パートナーとの話し合いをしてから判断するといった理由が多かった。次に、「激しく同意する」「やや同意する」を選択した、夫婦別姓を支持する人からは、「変更手続きが面倒だから。」「珍しい苗字がどんどん無くなっていったらつまらない。」という理由が挙げられた。最後に、「激しく否定する」「やや否定する」を選択した、夫婦同姓を支持する人からは、「子供がどちらの姓にするのか決め兼ねるから。」「夫婦別姓を選択できるようになることには賛成だが、個人的には夫婦同姓にしたほうが、家族感が出るから。」という理由が挙げられた。

以上の結婚後の姓に関する意識調査を通して、夫婦別姓が制度として整えられてない現状を考慮した意見が見受けられ、夫婦別姓に対しては選択の有無にかかわらず、肯定的な意見も多かった。しかし、夫婦別姓の合憲が求められている現在も、男女ともに高い割合で夫婦同姓をより支持していると推測できる。

第4章 結論

繰り返したが、現在日本では、1947年に改正された民法に基づき、結婚した夫婦が同じ姓を名乗ることを義務付ける夫婦同姓制度が採用されている。そして、世界の国の中で現在「夫婦同姓」を義務付けている国は日本だけである点についても序章等で述べた。これに対して、国民の中には「夫婦別姓」、あるいは同性及び別姓を選択できる権利を求める意見が多く存在している。よって本研究では、夫婦同姓制度の歴史や現状について詳述し、若者を中心とした年代に対するアンケート結果から若者、特に若年女性の心理的考察を行った。

検証の結果、52%の男性が選択的夫婦別姓についてこだわりがなかった。私たちがはじめに想定していたほど、男性は結婚後の双方の名字に興味がなく、パートナーの意見を尊重するという意見が挙がった。

女性では78.5%の方が夫婦同性を選択するという意見が挙がっている。ここで、この割合の内訳について深掘りしていく。夫婦別姓を選択する側の理由としては、職務上の問題や書類の手続きが無くなるというメリットがあり、21.5%と一定数は存在していた。しかし、夫婦同姓を選択する側の理由には、家族としての一体感を生み出すことや家系の存続といったメリットから来る意見の他に、同姓が風習となっていることや、夫婦別姓の制度がまだ整っていないことなどといった妥協から来る意見が挙げられた。ここからは筆者の考察になる。夫婦同姓を選択する理由は他にはないだろうか。若年女性の心理では、結婚することは労

働に力を注がなくても家族を大切にできる生活を送ることができる指標の一つになる可能性が高い、と考えているのではないだろうか。このことを世間体として明確にさせる手段の最大のものが、「姓が変わる」ことと認識している若年女性の割合が多いと考える。

前の段落で、夫婦同姓を選択する理由に「同姓が風習となっていることや、夫婦別姓の制度がまだ整っていないことなどといった妥協から来る意見が挙げられた」と述べた。この点から、仮に選択的夫婦別姓の制度が整えられた場合には、夫婦別姓を選択する割合が、今回の調査で得られた 21.5%という結果から増加するのではないかと考える。このように考えると、実際に目に見える数値以上の割合の人間が夫婦別姓を望んでいてもおかしくはないと言える。

ここまで、夫婦同姓を選択する割合も存在すれば、夫婦別姓を選択する割合も存在していることを考察した。双方にとって利点がある生活にするために、日本は選択的夫婦別姓の制度を整えるべきである。

《参考文献》

- 佐藤一明 (2016)、「夫婦別姓」『日本経大論集』第 45 巻第 2 号 pp.97-123,
- 趙丹寧, 山本陽一 (2022)、「女性の改姓時の気持ちと減税の夫婦別姓態度への影響」『埼玉大学紀要 (教養学部)』第 58 巻第 1 号
- 中井治郎 (2021),『日本のふしぎな夫婦同姓：社会学者、妻の姓を選ぶ』PHP 研究所
- 佐藤一明 (2016),「夫婦別姓」『日本経大論集』, 第 45 巻第 2 号 p.99
- 「みんなはどう思ってる？選択的夫婦別姓制度のアンケート結果を公開します！」『学校総選挙プロジェクト【公式】』2020 年 https://note.com/t_gakkou/n/n59e891eeb90e
- 「【考察】夫婦別姓はなぜ実現しない？その理由と今後の展望」『ちょっと気になる調査局』2024 <https://hayushi.com/fufubessei-nazejitsugenshinai/#:~:text=%E5%A4%AB%E5%A9%A6%E5%88%A5%E5%A7%93%E3%81%AB%E5%AF%BE>
- 「【なぜ？】選択的夫婦別姓の反対理由とは？意見や反対派の議員まとめ」『Media Sunshine』2021 年 [【なぜ？】夫婦別姓の反対理由とは？意見や反対派の議員まとめ | Media Sunshine \(mizharu.com\)](https://mizharu.com/nazejitsugenshinai/#:~:text=%E5%A4%AB%E5%A9%A6%E5%88%A5%E5%A7%93%E3%81%AB%E5%AF%BE)
- 池田晴菜「民法 750 条の夫婦同氏性と憲法上の諸問題」『同志社法學』72(4),pp.829-852,2020 年
- ミハウ ア (2024) ,「<論説>ポーランドの選択的夫婦別姓制度から見た日本の夫婦別姓についての問題」『横浜法学』第 33 巻第 1 号, p 187-213
- 中曽根弘文 (2024)「夫婦別姓問題：「通称」使用を広げよう」『正論』第 637 号, p 74-79
- 木村草太,酒井順子 (2024)「憲法学者に聞く 「選択的夫婦別姓」「同性婚」の現在地」『婦人公論』第 109 巻第 7 号, p 42-47
- 柴戸善次 (2024)「選択的夫婦別姓制度/同性婚を巡る動向」『科学的社会主義 / 社会主義協会【編】』第 314 号,p 64-73
- 寺原真希子,三浦徹也 (2024)「選択的夫婦別姓：これからの結婚のために考える、名前の問題」『岩波書店』p33-45
- 松田亘平 (2023)「選択的夫婦別姓をめぐる動向と第三次訴訟の課題」『人権と部落問題』第 75 巻 第 9 号,p 14-21
- 草柳千早 (1994)「夫婦別姓が提起する問題」『身近な他者との関係の中で(特集 家族のゆくえ--国際家族年を迎えて)』p.16~22
- 阪井裕一郎 (2021)「事実婚と夫婦別姓の社会学」『現代書館』p174-182
- 佐藤潤司 (2022)「選択的夫婦別姓」論議に関する考察－全国紙の社説の分析を通じて」『メディア研究』第 101 巻第 0 号 p 255-273
- 富田哲 (2020)「夫婦別姓論その後：30 年の軌跡」『行政社会論集』第 32 巻第 4 号 p 169-212

春名麻希（2020）「婚姻・家族を規律する規範内容に関する基本権ドグマーティクの比較研究」『四天王寺大学』 p 69-98

折井美那子（2016）「選択的夫婦別姓：最高裁判決を受けて」『平塚らいてうの会紀要』第9号, p 50-57